

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	宿舞根地区 (7工区)	気仙沼市

図面記号										
N-3										
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法	
					「別紙2記載の通り」					
	計	1筆 1,001 ㎡ (田 0㎡ 畑 1,001㎡)								
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他	
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし	
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地は畑であり、周辺は宅地、畑、原野であるため用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じない。</li> <li>雨水については、新設及び既設道路側溝を経て海に放流する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul>									

(別紙2) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 唐桑町宿浦	284番1 の一部	畑	畑	公簿4,330 実測4,332 のうち 1,001	なし	なし	農振地域内 農用地区域 外	都市計画 区域外
計 1筆				1,001㎡	(田 0㎡、畑	1,001㎡)		

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	津本地区 (1工区)	気仙沼市

図面記号									
N-17									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
					「別紙2記載の通り」				
	計	1筆 407㎡ (田 0㎡ 畑 407㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地は畑であり、周辺は宅地、山林及び原野であるため用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じない。</li> <li>雨水については、新設及び既設道路側溝を経て海に放流する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul>								

(別紙2) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 唐桑町津本	115番地 の一部	畑	畑	2,513 のうち 407	なし	なし	農振地域内 農用地区域 外	都市計画 区域外
		計 1筆		407㎡	(田 0㎡、畑 407㎡)			